

## 和歌山市コミュニティセンタ一条例

平成 3 年 3 月 26 日 条例第 17 号

改正 平成 5 年 1 月 21 日条例第 34 号

平成 6 年 3 月 28 日条例第 6 号

平成 7 年 3 月 14 日条例第 10 号

平成 9 年 3 月 27 日条例第 12 号

平成 10 年 3 月 26 日条例第 6 号

平成 12 年 3 月 27 日条例第 20 号

平成 13 年 3 月 28 日条例第 8 号

平成 13 年 1 月 27 日条例第 47 号

平成 16 年 3 月 25 日条例第 11 号

平成 17 年 1 月 5 日条例第 64 号

平成 21 年 3 月 26 日条例第 15 号

平成 22 年 1 月 20 日条例第 45 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 4 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 43 号

平成 28 年 3 月 28 日条例第 31 号

平成 29 年 1 月 18 日条例第 48 号

平成 31 年 3 月 22 日条例第 44 号

令和 5 年 3 月 17 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 本市は、市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市東部コミュニティセンター	和歌山市寺内 665 番地
和歌山市河南コミュニティセンター	和歌山市布施屋 41 番地
和歌山市河西コミュニティセンター	和歌山市松江北 2 丁目 20 番 7 号
和歌山市河北コミュニティセンター	和歌山市市小路 192 番地の 3

和歌山市中央コミュニティセンター	
和歌山市北コミュニティセンター	和歌山市直川326番地の7
和歌山市南コミュニティセンター	和歌山市紀三井寺856番地

(事業)

第3条 センターは、次の事業（和歌山市河西コミュニティセンターにあっては、第4号に掲げる事業を除く。）を行う。

- (1) 生涯学習の場として施設を利用させること。
- (2) 文化活動及び地域活動の場として施設を利用させること。
- (3) 地域各種団体の健全な育成を図るために施設を利用させること。
- (4) 図書室の資料を利用させること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 センターに、別表第1に掲げる施設を設置する。

(休館日等)

第4条の2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 金曜日。ただし、和歌山市中央コミュニティセンターにあっては月曜日、和歌山市南コミュニティセンターにあっては水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 図書室の休室日は、前項の休館日のほか、次のとおりとする。

- (1) 室内整理日（毎月末日。ただし、その日が前項第1号に該当するときは、その翌日とする。）
- (2) 特別整理期間（年間14日以内）

3 第1項の規定にかかわらず、和歌山市南コミュニティセンター以外のセンターにあっては指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときに教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、和歌山市南コミュニティセンターにあっては委員会が特に必要があると認めるときに休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第4条の3 センターの使用時間は、9時から21時30分まで（図書室にあっては、10時から20時まで）とする。ただし、和歌山市南コミュニティセンター以外のセンターにあっては指定管理者が特に必要があると認めるときに委員会の承認を得て、和歌山市南コミュニティセンターにあっては委員会が特に必要があると認めるときにこれを変更することができる。

（使用の許可）

第5条 施設を使用しようとする者は、指定管理者（和歌山市南コミュニティセンターにあっては、委員会。第15条及び第16条を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、図書室、コミュニティースペース、保育室、交流室、自習室及び子育て交流室については、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

（1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（2）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（3）建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第6条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（2）第5条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

（3）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

（4）使用の許可に付した条件に違反したとき。

(入館等の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第11条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けないで寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (8) その他管理上支障がある行為をすること。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、センターの使用が終了したとき又は第9条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(地位の譲渡禁止等)

第14条 使用者は、その地位を貸し付け、又は譲渡することができない。

(指定管理者による管理)

第15条 センター（和歌山市南コミュニティセンターを除く。次条において同じ。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) センターの使用の許可その他センターの管理運営に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則（平成3.9.25施行、規則48）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 附 則（平成5年12月21日）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成6年3月28日 平成6.4.1施行、規則26）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 附 則（平成7年3月14日 平成7.4.1施行、規則21）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2和歌山市東部コミュニティセンターの項の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成9年3月27日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成10年3月26日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成12年3月27日 平成12.4.16施行、規則87）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条第1項ただし書の改正規定中「保育室、交流室及び音楽室」に係る部分、別表第1の改正規定及び別表第2に和歌山市河西コミュニティセンターの項を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 附 則（平成13年3月28日 平成13.4.15施行、規則41）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 附 則（平成13年12月27日 平成14.4.15施行、規則18）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、別表第1及び別表第2の改正規定中和歌山市中部コミュニティセンターに関する部分は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月5日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例（以下「改正後の条例」という。）

第4条の2第3項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第17条の規定の例により行うことができる。

3 この条例の施行の際現に受けている使用許可は、この条例による改正後の条例第5条の規定により受けた使用許可とみなす。

附 則（平成21年3月26日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日 平成23.5.2施行、規則39）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日 平成30.5.28施行、規則56）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の和歌山市コミュニティセンター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	施設名
和歌山市東部コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 会議室 図書室
和歌山市河南コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 会議室 造形室 図書室
和歌山市河西コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 音楽室 保育室 交流室
和歌山市河北コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 会議室 ワークルーム 図書室 保育室
和歌山市中央コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 図書室
和歌山市北コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 調理実習室 ワークルーム 図書室 保育室 自習室
和歌山市南コミュニティセンター	多目的ホール 活動室 和室 図書室 コミュニティースペース 自習室 子育て交流室

別表第2（第6条関係）

区分	午前(9時から12時まで)	午後（12時30分から17時30分まで）	夜間（18時から21時30分まで）	午前午後（9時から17時30分まで）	午後夜間（18時から21時30分まで）	全日（9時から21時30分まで）
和歌山市東部コミュニティセンター	多目的ホール 2,560円	3,400円	2,980円	5,960円	6,380円	8,940円
	活動室 2,200円	2,880円	2,560円	5,080円	5,440円	7,640円

	(大)						
ティ セン ター	活動 室 (中)	1, 460円	1, 990円	1, 720円	3, 450円	3, 710円	5, 170円
	活動 室 (小)	730円	990円	830円	1, 720円	1, 820円	2, 550円
	和室	1, 510円	1, 990円	1, 720円	3, 500円	3, 710円	5, 220円
	調理 実習 室	940円	1, 250円	1, 100円	2, 190円	2, 350円	3, 290円
	会議 室	1, 460円	1, 990円	1, 720円	3, 450円	3, 710円	5, 170円
和歌 山市 河南 コミ ユニ ティ セン ター	多目 的ホ ール	2, 560円	3, 400円	2, 980円	5, 960円	6, 380円	8, 940円
	活動 室 (大)	1, 780円	2, 350円	2, 090円	4, 130円	4, 440円	6, 220円
	活動 室 (中)	1, 250円	1, 620円	1, 410円	2, 870円	3, 030円	4, 280円
	活動 室 (小)	680円	940円	830円	1, 620円	1, 770円	2, 450円
	和室	1, 880円	2, 510円	2, 200円	4, 390円	4, 710円	6, 590円
	調理 実習 室	1, 040円	1, 360円	1, 200円	2, 400円	2, 560円	3, 600円
	会議 室	1, 360円	1, 830円	1, 570円	3, 190円	3, 400円	4, 760円
	造形 室	1, 360円	1, 780円	1, 570円	3, 140円	3, 350円	4, 710円

和歌 山市 河西 コミ ユニ ティ セン ター	多目 的ホ ール (大)	3, 240円	4, 400円	3, 870円	7, 640円	8, 270円	11, 510 円
	多目 的ホ ール (小)	1, 990円	2, 510円	2, 300円	4, 500円	4, 810円	6, 800円
	活動 室 (大)	1, 780円	2, 350円	2, 090円	4, 130円	4, 440円	6, 220円
	活動 室 (小 1)	730円	940円	830円	1, 670円	1, 770円	2, 500円
	活動 室 (小 2)	730円	940円	830円	1, 670円	1, 770円	2, 500円
	和室 (1)	1, 040円	1, 460円	1, 250円	2, 500円	2, 710円	3, 750円
	和室 (2)	940円	1, 200円	1, 040円	2, 140円	2, 240円	3, 180円
	調理 実習 室	1, 040円	1, 360円	1, 150円	2, 400円	2, 510円	3, 550円
	音楽 室	520円	620円	570円	1, 140円	1, 190円	1, 710円
和歌 山市 河北 コミ ユニ ティ セン	多目 的ホ ール	3, 140円	4, 190円	3, 710円	7, 330円	7, 900円	11, 040 円
	活動 室 (大 1)	1, 460円	1, 930円	1, 720円	3, 390円	3, 650円	5, 110円
	活動	1, 460円	1, 930円	1, 720円	3, 390円	3, 650円	5, 110円

タ ー	室 (大 2)						
	活動 室 (小)	1, 040 円	1, 460 円	1, 150 円	2, 500 円	2, 610 円	3, 650 円
	和室	2, 090 円	2, 770 円	2, 460 円	4, 860 円	5, 230 円	7, 320 円
	調理 実習 室	830 円	1, 150 円	990 円	1, 980 円	2, 140 円	2, 970 円
	会議 室	1, 360 円	1, 830 円	1, 570 円	3, 190 円	3, 400 円	4, 760 円
	ワー クル ーム	1, 830 円	2, 350 円	2, 090 円	4, 180 円	4, 440 円	6, 270 円
和歌 山市 中央 コミ ュニ ティ セン ター	多目 的ホ ール (大)	3, 240 円	4, 400 円	3, 870 円	7, 640 円	8, 270 円	11, 510 円
	多目 的ホ ール (小)	3, 140 円	4, 190 円	3, 710 円	7, 330 円	7, 900 円	11, 040 円
	活動 室 (1)	1, 780 円	2, 350 円	2, 090 円	4, 130 円	4, 440 円	6, 220 円
	活動 室 (2)	1, 410 円	1, 880 円	1, 620 円	3, 290 円	3, 500 円	4, 910 円
	活動 室 (3)	1, 150 円	1, 570 円	1, 360 円	2, 720 円	2, 930 円	4, 080 円
	活動 室	730 円	990 円	890 円	1, 720 円	1, 880 円	2, 610 円

	(4)						
活動室 (5)	680円	940円	830円	1, 620円	1, 770円	2, 450円	
活動室 (6)	680円	940円	830円	1, 620円	1, 770円	2, 450円	
和室 (大)	2, 250円	3, 030円	2, 610円	5, 280円	5, 640円	7, 890円	
和室 (小)	940円	1, 250円	1, 100円	2, 190円	2, 350円	3, 290円	
調理実習室	830円	1, 150円	990円	1, 980円	2, 140円	2, 970円	
和歌山市北コミュニティセンター	多目的ホール (1)	1, 300円	1, 720円	1, 510円	3, 020円	3, 230円	4, 530円
	多目的ホール (2)	2, 140円	2, 880円	2, 510円	5, 020円	5, 390円	7, 530円
	多目的ホール (3)	1, 300円	1, 720円	1, 510円	3, 020円	3, 230円	4, 530円
	多目的ホール (4)	1, 200円	1, 570円	1, 410円	2, 770円	2, 980円	4, 180円
	活動室(大1)	1, 360円	1, 830円	1, 570円	3, 190円	3, 400円	4, 760円

	活動室（大2）	1, 100円	1, 460円	1, 300円	2, 560円	2, 760円	3, 860円
	活動室（中）	890円	1, 150円	990円	2, 040円	2, 140円	3, 030円
	活動室（小）	620円	830円	730円	1, 450円	1, 560円	2, 180円
	和室	2, 140円	2, 880円	2, 510円	5, 020円	5, 390円	7, 530円
	調理実習室	890円	1, 200円	1, 040円	2, 090円	2, 240円	3, 130円
	ワーカルーム	680円	890円	780円	1, 570円	1, 670円	2, 350円
和歌山市 南コ ミュニテ ィセ ンタ ー	多目的ホール	4, 490円	5, 940円	5, 260円	10, 430円	11, 200円	15, 690円
	活動室（大）	2, 510円	3, 370円	2, 940円	5, 880円	6, 310円	8, 820円
	活動室（中1）	1, 490円	2, 000円	1, 750円	3, 490円	3, 750円	5, 240円
	活動室（中2）	1, 010円	1, 360円	1, 190円	2, 370円	2, 550円	3, 560円
	活動室（小1）	650円	860円	760円	1, 510円	1, 620円	2, 270円
	活動室（小）	510円	690円	600円	1, 200円	1, 290円	1, 800円

2)						
活動室（小3）	870円	1, 170円	1, 020円	2, 040円	2, 190円	3, 060円
活動室（小4）	650円	860円	760円	1, 510円	1, 620円	2, 270円
活動室（小5）	740円	1, 000円	870円	1, 740円	1, 870円	2, 610円
和室	1, 720円	2, 300円	2, 000円	4, 020円	4, 300円	6, 020円

備考 入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該使用区分に係る使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。